

平成29年度
行政監査結果報告書

「地域防災計画等において県が備蓄・整備することとしている物資及び資材について」

平成30年3月
岐阜県監査委員

平成29年度 行政監査結果報告書

目次

第1 行政監査のテーマ及び選定理由

1	テーマ	1
2	選定理由	1

第2 監査の対象等

1	監査対象	1
2	監査対象機関及び実施期間	1
3	監査の主な着眼点	2

第3 監査の結果

1	物資及び資材の備蓄の現状	3
2	着眼点ごとの監査結果	11
	(1) 計画等に従って備蓄又は整備されているか	11
	(2) 品質・機能の確保(有効期限など)や滅失の防止など在庫管理は適切か	11
	(3) 保管場所が適切に確保され、発災時に迅速に活用できる状態にあるか	11
	(4) 発災時の保管場所から使用場所までの搬出経路や運搬方法は検討されているか	13
	(5) 調達方法は適正か	13
	(6) 使用方法について、訓練等により職員への周知は図られているか	13
	(7) その他合理性・効率性の観点	13
3	まとめ	14

第1 行政監査のテーマ及び選定理由

1 テーマ

「地域防災計画等において県が備蓄・整備することとしている物資及び資材について」

2 選定理由

平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震などの教訓を踏まえつつ、近い将来発生が予想される南海トラフ地震、あるいは平成29年九州北部豪雨のようなゲリラ豪雨等に備えるため、現在、県が備蓄・整備している災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材について、その状況を明らかにするとともに、物品としての適正管理や備蓄の有効性等を検証する。

【行政監査とは】

地方自治法第199条第2項により、監査委員は必要があると認めるときは普通地方公共団体の一般行政事務についても、いわゆる行政監査を行うことができることとされている。

本県では、複数の機関に共通する事務の中から横断的に検証する必要があると判断した事務についてテーマを設定し、当該事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているか、組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼に、定期監査とは別に行政監査を実施している。

第2 監査の対象等

1 監査対象

岐阜県地域防災計画等に基づき、県が備蓄・整備している災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材（以下「公的備蓄物品」という。）を対象とする。

【監査対象外の備蓄】

<流通在庫備蓄>

県が民間事業者等と協定を結ぶことによる「流通在庫備蓄」。

岐阜県分として倉庫等に備蓄されている物品ではなく、市場での流通品等が融通される物品であり、現時点で公費負担が発生しておらず具体的に客体として特定できないため、今回は監査対象外とした。

<私費会計による備蓄>

県立学校におけるPTAや育友会など学校関係団体の会計で備蓄されている物品。財務に関する事務の執行について監査権限が及ばない。

2 監査対象機関及び実施期間

(1) 予備監査

- ①書面予備監査 109機関(※) (知事部局41、教育委員会35、警察本部33)
実施期間 平成29年9月1日～同年11月6日

(※) 公的備蓄物品を保有する機関数

②実地予備監査 13 機関(※)

実施期間 平成 29 年 11 月 28 日～30 年 1 月 11 日

(※) 地域性等も考慮しつつ、主に次の観点により書面予備監査を実施した 109 機関の中から 13 機関を抽出。

- ・非常食・飲料水、原子力防災対策用物資など、直接県民に供する物資及び資材を備蓄している機関（又は施設）
- ・物資及び資材が多種多量であり備蓄規模が大きい機関（又は施設）
- ・生徒の安全確保に直接関わる学校

○実地予備監査を実施した 13 機関

	機関	県の公的備蓄物品がある施設
1	防災課	県防災交流センター(岐阜市内)、県広域防災センター(各務原市内)
2	医療整備課	県防災交流センター、揖斐川町役場、池田町保健センター
3	薬務水道課	県防災交流センター
4	岐阜保健所	同左(各務原市内)
5	西濃保健所	同左(大垣市内)
6	恵那土木事務所	同左(恵那市内)
7	東部広域水道事務所	山之上浄水場(美濃加茂市内)
8	揖斐県事務所	同左(揖斐川町内)
9	恵那県事務所	同左(恵那市内)
10	飛騨県事務所	同左(高山市内)
11	揖斐高等学校	同左(揖斐川町内)
12	中津高等学校	同左(中津川市内)
13	警備第二課	警察緊急指揮所(関市内)

(2) 本監査

(1) ①の 109 機関

実施日 平成 30 年 2 月 28 日(書面により実施)

3 監査の主な着眼点

- (1) 計画等に従って備蓄又は整備されているか
- (2) 品質・機能の確保（有効期限など）や滅失の防止など在庫管理は適切か
- (3) 保管場所が適切に確保され、発災時に迅速に活用できる状態にあるか
- (4) 発災時の保管場所から使用場所までの搬出経路や運搬方法は検討されているか
- (5) 調達方法は適正か
- (6) 使用方法について、訓練等により職員への周知は図られているか

第3 監査の結果

公的備蓄物品について監査を行ったところ、以下のとおりであった。

1 物資及び資材の備蓄の現状

本県では、災害対策基本法第40条に基づき作成した岐阜県地域防災計画（以下「防災計画」という。）を上位計画として、災害時の物資支援方針をまとめた岐阜県総合備蓄計画（以下「備蓄計画」という。）や大規模災害発生時に県外からの救援物資や応援部隊の受け入れに係る基本的なルールを定めた岐阜県災害時広域受援計画（以下「広域受援計画」という。）のほか、岐阜県地震防災対策推進条例に基づき地震防災に関する施策の実施に係る総合的な計画として策定された第三期岐阜県地震防災行動計画（以下「地震防災行動計画」という。）などに基づき、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材の備蓄が行われている。

各種計画等の中核となる防災計画では、必需物資の確保対策について個人備蓄、市町村備蓄及び県備蓄に区分して基本的事項を定めており、市町村備蓄については「生活物資等災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたる」ものとし、県備蓄については「災害発生時に対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要な物資、資機材の流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達並びに広域調整の体制整備に努める。」としている。このため下位計画である備蓄計画や広域受援計画では、県の役割は流通備蓄の活用や広域調整のマネジメントに重きが置かれ、県自らが行う公的備蓄については主に危機管理部門（防災課）における防災資機材の備蓄を定めるにとどまっている。

一方、地震防災行動計画では、原子力防災対策を含め県が自ら取り組むべき施策が具体的に示され、危機管理部門以外における公的備蓄についても一定の定めがある。

このほか、防災関連施策について各部局に横断的に関係するものとして、平成28年8月にまとめられた「平成28年熊本地震を踏まえた防災対策の強化について」による取組方針や発災時における県業務の早期継続を目的とした岐阜県業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）などがあり、これらにおいても県による公的備蓄に関する事項が一部定められている。

（※行政監査の実施にあたり、参考とした関係法令及び各種計画等はP15のとおり。）

これらの各種計画等を踏まえつつ監査で確認したところ、本県の各部局における公的備蓄物品の備蓄状況は次のとおりであった。

(1) 危機管理部

①非常食・飲料水

ア. 県民用

防災計画では災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとされ、広域受援計画では最大避難者数の1日分を市町村が確保するとしている。防災課では、最大避難者数を241,000人、これに伴う市町村の必要備蓄量は食料723,000食、飲料水723,000ℓと想定しているが、県内市町村の総備蓄量は平成30年1月現在で食料1,170,889食、飲料水999,992ℓに達しており、想定必要数を上回っていることから、本県では非常食・飲料水については県民向けの備蓄は行われていない。

ただし、特に計画等に定めはないが、避難所に指定されていない県有施設に緊急的に避難してきた県民用として、発災直後に必要な非常食・飲料水について、県庁大会議室等へ収容できる避難者人数（想定520人）の1食分が携帯用トイレや毛布等とともに岐阜県防災交流センター（以下「防災交流センター」という。）に備蓄されている。

イ. 職員用

職員の非常食・飲料水については、備蓄計画及び地震防災行動計画に基づき、応急対策要員（本庁及び岐阜支部の想定519人）の3日分が寝袋や携帯用トイレとともに防災交流センターに備蓄されている。

②資機材

ア. 一般災害用、林野火災用及び孤立集落対策用

備蓄計画に基づき、災害発生時に特に必要と思われる一般災害用資機材（毛布等）、林野火災用資機材（消火剤等）、孤立集落対策用資機材（携行型浄水器等）が岐阜県広域防災センター（以下「広域防災センター」という。）にあらかじめ備蓄されている。県内市町村で防災資機材が不足するような場合や、市町村では使用頻度が低く市町村備蓄ではあまり整備がされていないものについて、広域防災センターの資機材により支援しようとするものである。

なお、広域防災センターからの資機材の搬出は、県と一般社団法人岐阜県トラック協会の協定により災害輸送を実施することとなっている。

イ. 原子力防災対策用

防災計画及び地震防災行動計画に基づき、職員の活動用に防護服、防護マスク等が防災交流センターに、ポケット線量計が県庁に備蓄されている。



広域防災センター（防災備蓄館）



広域防災センター（防災備蓄館・内部）

(2) 健康福祉部

① 資機材

ア. 原子力防災対策用

防災計画に基づき、安定ヨウ素剤が3箇所（岐阜保健所、西濃保健所及び揖斐センター）に備蓄されている。安定ヨウ素剤は、岐阜地区2市及び西濃地区10市町の人口47万人に対して1.2倍となる57万人分が備蓄されている。なお、そのうちの一部は予備として防災交流センターにも分散備蓄されている。

また、被ばく又は汚染の可能性のある環境下での職員の活動用に、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材が西濃地区4箇所（国保関ヶ原診療所、揖斐川町役場、池田町保健センター及び西濃総合庁舎）に、携帯用放射線測定器が県内各保健所や防災交流センター等に備蓄されている。

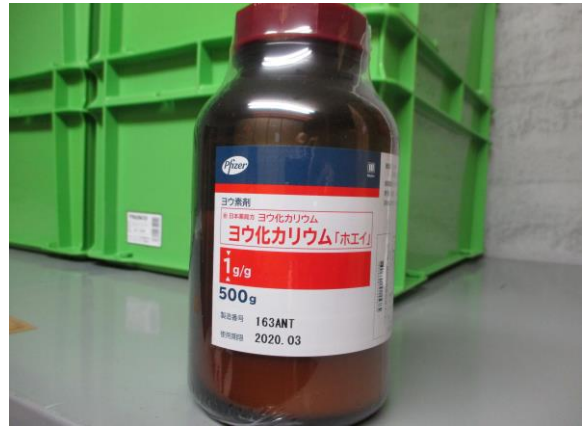
このほか、地震防災行動計画に基づき、農林畜水産物の汚染検査機器が保健環境研究所に整備されている。

イ. 広域医療搬送拠点用

岐阜県広域医療搬送拠点開設運営マニュアルに基づき、大規模災害時に多数の傷病者が発生し広域医療搬送が必要な場合に開設する「広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）」に必要な資機材（簡易ベッド、毛布、担架等）が、ヘリコプター等の離着陸が可能な航空自衛隊岐阜基地及び高山自動車短期大学に備蓄されている。



西濃保健所（安定ヨウ素剤の保管庫）



備蓄している安定ヨウ素剤

（3）県土整備部

①資機材

ア. 公共土木施設応急対策用

平成28年8月にまとめられた「平成28年熊本地震を踏まえた防災対策の強化について」による取組方針に基づき、道路など公共土木施設の迅速な機能回復を図るために必要な資機材の備蓄拠点として災害時応急対策用資機材備蓄拠点が県内7箇所に整備された。同拠点には、道路啓開(※)に必要な資機材(大型土嚢、三角コーン等)、堤防損傷、洪水時の護岸・堤防欠壊への応急復旧に必要な資材(連節ブロック、防水シート等)、土石流等災害発生箇所の被害拡大防止に必要な資材(根固めブロック、袋詰め玉石等)が備蓄されている。

なお、これら資機材の搬送や災害現場での使用については、各土木事務所との協定により一般社団法人岐阜県建設業協会が行うこととなっている。

(※)「道路啓開」とは、緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいう。

イ. 水防活動用

水防法第7条に基づく「岐阜県水防計画」では、水防活動に要する資機材(※)を整備することとしており、同計画に基づき土のう袋、スコップ等が各土木事務所水防倉庫及び犀川水防倉庫に備蓄されている。

(※)岐阜県水防計画では「資器材」と表記されているが、本報告書においては統一的に「資機材」と表記。

《参考》他部局でも参考となる取組み

恵那土木事務所では、次の取組みが見受けられた。

1) 備蓄拠点のレイアウトの工夫

備蓄拠点の整備にあたり、屋外であるため外周をフェンスで囲い

盗難防止策が講じられていたほか、大型資材の積み込みをトラックやクレーン車で作業するスペースも確保されており、搬出入路の位置なども含め拠点全体のレイアウトが工夫されていた。

2) 資機材の陳列

複数の保管庫内には多種多様な資機材が保管されているが、災害時に迅速に持ち出せるよう品名と数量を掲示しながら整然と陳列していた。



恵那土木事務所（備蓄拠点）



恵那土木事務所（備蓄拠点・コンテナ内）

(4) 都市建築部

①非常食

東部広域水道事務所及び浄水場3箇所において、同事務所が定めた「非常用食料確保要領」に基づき、被災時対応要員（想定65人）の非常食3日分が備蓄されている。

②資機材

地震防災行動計画に基づき、応急危険度判定体制の充実のための判定資機材（クラックスケール、判定ステッカー、防じんマスク、腕章等）が県庁及び各建築事務所に備蓄されている。

なお、熊本地震の災害応援においては、派遣した被災建築物応急危険度判定士（40名）に県庁に備蓄していた判定資機材を携行させ、被災地における危険度判定業務で実際に活用されていた。

また、備蓄計画に基づき、県営水道の給水用及び応急復旧用の資機材（給水タンク、鋼管等）が東部広域水道事務所及び浄水場3箇所に備蓄されている。

《参考》他部局でも参考となる取組み

東部広域水道事務所山之浄水場では、次の取組みが見受けられた。

1) 盗難防止対策

屋外資材置場において資材置場の周囲をフェンスで囲うなど盗難防止対策が講じられていた。

2) クレーンの設置

保管庫内に大型資材の搬出を想定した備え付けのクレーン設備が整備されていた。

(5) 県事務所

①非常食・飲料水

ア. 県民用

特に計画等に定めはないが、避難所に指定されていない県有施設に緊急的に避難してきた県民用として、発災直後に必要な非常食・飲料水について、総合庁舎大会議室へ収容できる避難者人数（想定計 1,367 人）の 1 食分が携帯用トイレや毛布等とともに各総合庁舎に備蓄されている。

イ. 職員用

備蓄計画及び地震防災行動計画に基づき、応急対策要員（7 県事務所の想定計 593 人）の 3 日分が寝袋や携帯用トイレとともに各総合庁舎に平成 26 年度から備蓄されている。

また、発災後も継続すべき通常業務に従事する職員用の非常食・飲料水が業務継続計画に基づき県事務所等に備蓄（約 260 食）されている。

②資機材

ア. 一般災害用

備蓄計画に基づき、飛驒総合庁舎に限って一般災害用資機材（発動発電機、非常用トイレ等）が広域防災センターとは別に分散備蓄されているほか、広域受援計画を踏まえ、物資集積能力や消防・警察・自衛隊等の応援部隊の活動拠点機能を持つ「県広域防災拠点」（指定 15 箇所）で使用するための発動発電機、投光器等が 4 総合庁舎（西濃、可茂、東濃西部及び飛驒）に備蓄されている。

イ. 原子力防災対策用

防災計画や地震防災行動計画に基づき、被ばく又は汚染の可能性のある環境下での職員の活動用に防護服、防護マスク、ポケット線量計等の防護資機材が各総合庁舎に備蓄されている。



飛驒総合庁舎敷地内の防災備蓄倉庫



恵那総合庁舎敷地内の防災備蓄倉庫

(6) 教育委員会

①非常食・飲料水

教育委員会が統一的に示した「非常変災時における対応方針」によれば、生徒用については少なくとも1食分を高等学校及び特別支援学校で備蓄しておくこととされているが、教職員用については多くの学校で備蓄がされていない。

②資機材

発動発電機、毛布等が一部の学校において備蓄されている。



中津高等学校（防災倉庫・内部）



揖斐高等学校（発動発電機）

(7) 警察本部

①非常食・飲料水

地震防災行動計画に基づき、即応部隊用(※)7日分、その他警察職員用3日分が警察緊急指揮所をはじめ警察署等に備蓄されている。

(※)「即応部隊」とは、大規模災害発生時に直ちに被災地へ派遣され、救出救助、行方不明者の捜索等の業務に従事する部隊。派遣先では、物資の調達等の支援を受けることなく活動を行う。

②資機材

地震防災行動計画に基づき、即応部隊が使用する毛布、簡易トイレ、ランタン、テント等が警察緊急指揮所等に備蓄されている。

なお、熊本地震や御嶽山噴火災害等の災害対応のほか、県内での鳥インフルエンザ対応においては、非常食・飲料水や防護服などが大量に必要となる事態が生じ、これらの備蓄が実際に活用されていた。



警察緊急指揮所



警察緊急指揮所(内部)

(8) その他の部局

総務部

業務継続計画に基づき、発災後も継続すべき通常業務に従事する職員用の非常食・飲料水が県庁(約540食)ほか県事務所等(※P8のとおり約260食)に備蓄されている。

環境生活部

防災計画や地震防災行動計画に基づき、原子力災害時の放射性物質又は放射線による周辺環境の評価に資するため、可搬型放射線測定器のほか、固定型モニタリングポスト等が防災交流センターや総合庁舎等に、放射性物質の分析装置が保健環境研究所に整備されている。

農政部、林政部

地震防災行動計画に基づき、原子力防災対策として、農林畜水産物の汚染検査機器が農業技術センター及び中山間農業研究所に整備されている。

2 着眼点ごとの監査結果

防災計画等に従い県が備蓄すべき物資及び資材は概ね適切に備蓄されていたが、次のとおりさらなる取組みや検討が必要な事項が見受けられた。

(1) 計画等に従って備蓄又は整備されているか

- ① 備蓄計画において飛驒総合庁舎の分散備蓄に掲げられている資機材のうち、計画上の数量に満たない資機材（スコップ等）があるので、計画との整合性を図られたい。

【防災課、飛驒県事務所】

(2) 品質・機能の確保（有効期限など）や滅失の防止など在庫管理は適切か

- ① 備蓄施設が洪水ハザードマップの浸水想定区域内に立地しており、1階に備蓄されている物資及び資材は浸水すると使用できないおそれがあるため、浸水対策や保管場所の移転について検討されたい。

【危機管理政策課、防災課（防災交流センター）、岐阜保健所】

- ② 多種多量の物品を抱える備蓄規模を考えれば概ね良好に管理されているが、故障した投光器や発動発電機、電圧低下が懸念されるバッテリーボックス（消火剤散布装置用）、未点検の一体型気密化学防護服が一部見受けられたので、災害時に迅速かつ確実に使用できるよう、物資及び資材の品質・機能の確保に努められたい。

また、物資及び資材の棚卸点検（毎月実施）の記録数量と資機材レイアウト図の記載数量が整合しておらず、棚卸点検が形骸化しているおそれもあるため、受払管理の厳格化などにより、定期的な棚卸しの実効性向上に努められたい。

【防災課（広域防災センター）】

(3) 保管場所が適切に確保され、発災時に迅速に活用できる状態にあるか

- ① 倉庫内の狭い空間に大量の物資及び資材が詰め込まれ、倉庫の奥に保管されているものは点検すら困難な状態となっており、保管スペースが不足している。災害時に迅速な対応を行うためにも、備蓄規模に適した保管スペースの確保について検討されたい。

【飛驒県事務所】

- ② 倉庫の天井に照明設備があるものの、約5メートルの高さがある四段式保管棚に保管されているため、天井の照明が最下段まで届かず、日中であっても物品の識別が困難なものがあつたことから、夜間時の迅速な物資搬出等に対応するためにも、照明設備の充実を図られたい。

【防災課（広域防災センター）】

- ③ 倉庫内には、日本赤十字社が管理する備蓄物資も設置されているため、混同したり誤って取り扱わないよう、物資一覧表（リスト）や配置図面等を入口付近に掲示するなど、保管方法のさらなる工夫に努められたい。

【恵那県事務所】

- ④ 警察緊急指揮所は、搬出入に使用するエレベーターや作業用の搬出入口がなく、また荷造りや仕分け等の屋内作業スペースも狭い。物資及び資材の備蓄規模から考えて、ハード面の機能不足が見受けられるので、備蓄分散を図って当該施設を利用していくのか、それとも集約化を図って機能を強化していくのか、備蓄のあり方と併せて検討されたい。

【警備第二課（警察緊急指揮所）】

- ⑤ 燃料又は乾電池（以下「燃料等」という。）で稼働する機材（発動発電機、灯油ストーブ、ランタン、拡声器）について、燃料等が当該機材と一体的に備蓄されていないものがあるため、災害時に迅速に機材を稼働できるよう、応急用の燃料等の機材との一体的な備蓄又は発災時の確実な調達方法について検討されたい。

【医療整備課（揖斐川町役場、池田町保健センター、西濃総合庁舎）、岐阜保健所、飛騨県事務所、警備第二課（警察緊急指揮所）】



発動発電機(左)と市販の燃料缶詰(右)

《参考例》

ガソリン缶詰（1リットル）による
備蓄例（防災交流センター）

《参考》備蓄拠点の建物の耐震性について

公的備蓄物品の保管場所が確保されている建物のうち、備蓄拠点としての役割を果たしている建物については、次のとおり、いずれも耐震性が確保されている、又は確保されることになっている。

- ・防災交流センター（岐阜市内）、広域防災センター（各務原市内）及び警察緊急指揮所（関市内）については、昭和56年6月以降に現行の耐震基準により建設された建物であるため、耐震性に問題は

ないと考えられる。

- ・ 県庁舎及び各総合庁舎については、県庁舎は最短で平成 34 年度の移転を目指し設計及び建設工事を進めていく予定であり、各総合庁舎は耐震改修工事により耐震基準の 1.25 倍の強度が確保されている。

(4) 発災時の保管場所から使用場所までの搬出経路や運搬方法は検討されているか

- ① 防災交流センターには、県庁で災害対策に従事する職員の非常食や飲料水が 2 階に保管されている。岐阜市の洪水ハザードマップによれば、洪水時には最大 1～2 m の浸水が想定されており、2 階に保管されている物資や資材が水没するおそれはないものの、施設周辺が浸水した場合は搬出困難となるおそれがあるため、より適切な保管場所の確保について検討されたい。

【防災課（防災交流センター）】

(5) 調達方法は適正か

監査結果とすべき事項は見受けられなかった。

(6) 使用方法について、訓練等により職員への周知は図られているか

- ① 携帯用放射線測定器は段ボール箱に収納したまま搬出することが想定されているため、箱の外側に誰でも内容物が判別できるよう表示をしておくとともに、使用方法がわかる取扱説明書の類も一緒に収納しておくなど、保管方法のさらなる工夫に努められたい。

【医療整備課（防災交流センター）】

- ② 放射能汚染物の廃棄用容器（ハザード・ディスペンサー）は使用にあたって複数のパーツを組み立てる必要があるため、災害時に誰でも速やかに使用できるよう、組立方法が分かる取扱説明書の類を一緒に備えておくなど、保管方法のさらなる工夫に努められたい。

【医療整備課（揖斐川町役場、池田町保健センター）】

(7) その他合理性・効率性の観点

- ① 高等学校や特別支援学校においては応急対策に携わる教職員に係る非常食・飲料水の備蓄が進んでいないので、教育委員会全体で取り組む課題として検討されたい。（なお、生徒の非常食・飲料水については、少なくとも 1 食分以上が従来から私費会計により各学校で備蓄されている。）

【学校安全課】

- ② 非常食について、賞味期限が到来する物については適正に補充されているが、大量に発生した賞味期限切れの物が未廃棄のまま保管スペースを圧迫しつつある。今後も一定のサイクルで発生することが確実であるため、廃棄抑制に向けた賞味期限前の有効活用について検討されたい。

<H29.12.22現在の状況>

警察緊急指揮所における賞味期限切れ未廃棄の非常食は3,560食（段ボールで約180箱の規模）。

【警備第二課（警察緊急指揮所）】

《参考》賞味期限前の有効活用案

学校、地域住民、福祉施設などへ防災訓練やイベント等の啓発物品として配布、フードバンクへの提供などの工夫により、廃棄の抑制や住民の防災意識の向上等に役立てることが考えられる。

3 まとめ

近い将来発生が懸念される南海トラフ地震については、政府の地震調査委員会によれば今後30年以内の発生確率が70%～80%と切迫した状況にある。本県においては、この南海トラフ地震だけでなく、内陸型地震の発生によっても甚大な被害、多くの被災者が生じることが懸念されているほか、全国的にもゲリラ豪雨の増加等に伴う水害が多く発生している。

今回、行政監査において、防災計画等に基づき県が備蓄すべき物資及び資材が概ね適切に備蓄されていることを確認した。しかし、一部に備蓄・整備漏れ、機材の故障、倉庫の容量や照明設備等の不足など改善を要する事項があったほか、備蓄場所が洪水浸水想定区域内にある場合の浸水対策又は移転、備蓄非常食の廃棄抑制に向けた賞味期限前の有効活用、応急対策に携わる県立学校教職員に係る非常食・飲料水の備蓄など検討すべき課題も見受けられた。

現在、危機管理部が中心となって、平成28年4月の熊本地震での課題を踏まえた各種計画等の見直しが行われているところであるが、災害発生時には、県民の生命・財産を守り、安全・安心が確保されるよう、公的備蓄のさらなる充実と品質・機能の確保に努めていく必要がある。また、各部局の公的備蓄の状況を一元的に整理して県全体の備蓄に関するマネジメントを強化するとともに、県民に対して分かりやすく情報提供していくことが望まれる。

<参考> 行政監査において参考とした関係法令及び各種計画等

(1) 関係法令

○災害対策基本法（抜粋）

（防災に必要な物資及び備蓄等の義務）

第49条 災害予防責任者（地方公共団体の長）は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

○岐阜県地震防災対策推進条例（抜粋）

（行動計画）

第7条 知事は、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災に関する施策の実施に係る総合的な計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定める。

- 一 地震防災に関する施策の目標
- 二 地震防災に関する施策の概要
- 三 前二号に掲げるもののほか、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 知事は、地震防災に関する施策の実施状況を点検し、必要に応じ、行動計画の見直しを行うものとする。

(2) 必要な物資及び資材の備蓄について定めがある計画等

ア 災害対策基本法に基づく地域防災計画及びその下位計画

- ①岐阜県地域防災計画【一般対策計画、地震対策計画、原子力災害対策計画】<H29年3月改訂>
- ②岐阜県災害時物資支援方針（岐阜県総合備蓄計画）<H24年11月改訂>
- ③岐阜県災害時広域受援計画<H27年2月改訂>

イ 岐阜県地震防災対策推進事業条例に基づく行動計画

- ④第三期岐阜県地震防災行動計画【平成28年度～31年度】<H29年3月改訂>

ウ その他

- ⑤平成28年熊本地震を踏まえた防災対策の強化について<H28年8月30日公表>
- ⑥岐阜県業務継続計画<H29年4月改訂>
- ⑦岐阜県水防計画<H29年度4月改訂>
- ⑧岐阜県災害時応急対策用資機材備蓄拠点設置等要綱、管理運用要領<H29年9月施行>
- ⑨岐阜県広域医療搬送拠点開設運営マニュアル<H27年3月策定>